

新宿区教育委員会会議録

平成24年第1回定例会

平成24年1月6日

新宿区教育委員会

平成24年第1回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年1月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時31分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	松 尾 厚	委員長職務代理者	熊 谷 洋 一
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
教 育 長	石 崎 洋 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	蒔 田 正 夫	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	小 池 勇 士	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	本 間 正 己
副 参 事	向 隆 志	統 括 指 導 主 事	横 溝 宇 人
統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘	統 括 指 導 主 事	長 田 和 義
文 化 観 光 国 際 課 長	山 田 秀 之		

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第1号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、  
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第2 議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施  
行規則の一部を改正する規則

### 報告

- 1 平成23年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について  
(次長)
- 2 新宿区文化財調査員の委嘱について(文化観光国際課長)
- 3 平成23年度災対教育部情報伝達訓練の実施について(教育調整課長)
- 4 その他

---

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成24年新宿区教育委員会第1回定例会を開会します。

本日の会議には、菊池委員と白井委員からおくれるとの連絡をいただいておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いいたします。

---

◎ 議案第1号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正条例

◎ 議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第1号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」「日程第2 議案第2号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第1号議案から説明させていただきます。

議案概要をご覧ください。

第1号議案、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正の概要ですが、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえまして、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立法の改正を行い、引用条項の規定を整備するということで、具体的には2の改正内容でございます、障害者自立支援法第5条を改正いたしまして、同条第8項が削除されます。この8項というのは児童デイサービスの項目でございますが、これが削除されることによりまして以降の項が繰り上げられる、その引用条項を改めるということで、新旧対照表をご覧ください。

第13条の（２）のところでは、「第5条第13項」を「第5条第12項」に改正するという内容でございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日。

提案理由でございますが、障害者自立支援法の改正に伴い規定を整備する必要があるためでございます。

次に、第2号議案でございます。新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

改正の概要をご覧ください。

東日本大震災の被災者のためのボランティア活動の特例の期間を平成24年12月31日まで延長するというものでございます。これにつきましては、特別区の人事委員会規則も改正され、また区長部局も同様の措置をとっているものでございます。

施行日でございますが、公布の日から施行し、改正後の規定は平成24年1月1日から適用するというものでございます。

提案理由でございますが、東日本大震災の被災者のためのボランティア活動の特例の期間を延長する必要があるためでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第1号について御意見、御質問のある方は、どうぞお願いいたします。

これは、法律の改正に伴いまして引用条文の部分を変更するという事で、形式的な措置であるというように考えられます。皆さんよろしいでしょうか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第1号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○松尾委員長 議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号について、御意見、御質問をどうぞ。

○白井委員 改正内容についてはではないのですが、特例が延長されるということで、去年実際にこれを適用してどのような活動をなさっているのか、中身は知らないのですが、ちょっと教えていただければと思います。

○教育指導課長 昨年度ですが、幼稚園については、このボランティア休暇を使ったという該当する者はありません。

○白井委員 わかりました。

○松尾委員長 ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。

これは、特別区全体で同様の規則が定められている、そういう理解でよろしいですか。

○教育調整課長 先ほど御説明申し上げましたけれども、特別区の人事委員会規則、こちらも同様の改正を行ってございますので、23区同様の措置ということでございます。

○松尾委員長 わかりました。

ほかに、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第2号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

#### ◆ 報告2 新宿区文化財調査員の委嘱について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光国際課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

まず、報告2について説明を受け、質疑を行い、その後、報告1及び報告3について説明を受け、質疑を行います。

では、まず報告2について説明をお願いいたします。

○文化観光国際課長 それでは、報告2、文化財調査員の委嘱について御報告をさせていただきます。

文化財の保存及び活用に関する重要事項についての基礎的調査に当たる第15期の文化財調査員について追加の委嘱をさせていただきましたので、報告をさせていただくものでございます。

この文化財調査員ですけれども、昨年11月4日の当教育委員会におきまして一度報告をさせていただいたものについて、5番の委嘱理由として書いておりますけれども、稲木氏が文化財保護審議会委員になったことによりまして、その欠員について、本日こうした形で追加の委嘱について報告をさせていただくものでございます。

1 番の設置の根拠、2 番の定数、3 番の追加の人数については記載のとおりでございます。  
4 番の委嘱の期間、平成23年12月1日から25年9月30日まで、基本的には2年となりますが、前任者の残余の期間という委嘱の期間になっております。

6 番、今回委嘱をさせていただき調査委員でございます。小林裕子委員。専門分野については美術史学、東洋美術史、彫刻。現職は、早稲田大学の講師をされております。委嘱の期間、今回1期目ということでお願いをしたものでございます。

報告については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松尾委員長 説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○教育長 せっかくの機会ですから、1つ質問いたします。

基本的に2年を1期として委嘱されるということです。調査すべき膨大なリストがまだ残っていると思いますが、文化財調査員の方は、どのように調査され、2年間活動されるのか、御説明いただければと思います。

○文化観光国際課長 この2年間の中での具体的な活動というところでございますが、新宿区の文化財ガイドというものでも紹介していますが、一つ一つの物件について物件の由来ですとか、文化財としてのその真正性、そうしたものを技術的な見地から検討していただくというところが役目ということになっております。

今回、この委員については東洋美術史ですとか彫刻ということが専門となりますので、古いところで行きますと仏像の関係ですとか、新しいものでは彫刻みたいなものが主たるフィールドになろうかと思っております。毎月1回、調査員会議ということをやっております、そうした一つ一つの物件について各先生、専門の領域の中で調査をいただいたものを順次レポートとしてまとめて報告をいただいております。それを年に4回開催しております文化財保護審議会に順次付議をさせていただいて、そこでまた保護審議会の先生方に専門性の部分から御審議いただいたものが指定文化財、登録文化財ということになります。そういう中で活動していただいているというところが基本でございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、文化観光国際課長、どうもありがとうございました。

---

◆ 報告1 平成23年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について

て

◆ 報告3 平成23年度災対教育部情報伝達訓練の実施について

○松尾委員長 それでは、次に報告1及び報告3について、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、私から、平成23年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について、主なものを御説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。まず第1ページ目でございます。

日本共産党新宿区議会議員団の川村議員でございます。

放射能汚染から子どもと区民を守る対策のさらなる充実についてということの中で、学校の毎日の給食食材の測定をするべきではないかという御質問がございました。これにつきまして、教育長のほうから、消費者庁から測定器の借り受けができた場合には教育委員会として検査方法等、検討していくというようにお答えをしております。

2ページ目でございます。

学校図書館司書の全校配置についてという質問の中で、財団法人日本新聞販売協会は、希望する学校には6大紙を無償提供している。それを活用しているのは小学校3校、中学校4校のみと聞いているが、学校図書館にパソコンと新聞を設置することについて教育委員会はどうか考えているかという御質問でございました。これに対して、現在、既に希望する学校へ新聞の提供を始めておりますけれども、今後このような取り組みをさらに進めていきたいというようにお答えをしております。

3ページ目、防災対策についてということの中で、メール配信システムを幼稚園にも広げられないかという御質問でございました。このメール配信システムの利用につきましては、現在小・中学校ではシステム環境が既に整っているという中で実施しているものでございますけれども、そのようなシステム環境が異なっているということもありますので、今後、導入の必要性や手法などについて現場の意見を聞きながら検討していきたいというようにお答えをしております。

次に、民主・無所属クラブの志田議員でございます。

災害対策についてという質問の中で、(3)保護者の中でメール配信システムがあるとは知らなかったという声も聞かれる、周知が不十分なのではないかというような御指摘がございましたので、これに対しては今後、保護者にさらに周知徹底していく。現状の中では、システムの導入時に行いましたし、また、毎年入学時に保護者に登録の案内を行っているわけ



ですけれども、さらなる周知を図っていくというようにお答えをさせていただきます。

5 ページ、おの議員です。震災を教訓とした防火・災害教育と食育に関してということでございますけれども、現実には即した防火教育や災害教育が必要ではないかという御質問でございます。それに対して、現状、学校ではさまざまな想定での避難訓練を行っておりますということで、みずからの命はみずから守り行動できることを基本とした体験的・実践的な避難訓練が行われるよう、引き続き指導していきますというようにお答えをしております。

次のページ、6 ページでございます。

自由民主党新宿区議会議員団の桑原議員でございます。

自転車などのマナーの喚起についてという質問の中で、学校では自転車通学を認めていないとのことだが、地域の中では必ずしも決まりが守られていない例を見聞する。学校ではどのように対応しているのかという御質問でございました。答えといたしましては、実際にこの決まりが守られない事例があることから、そのような場合は当該生徒に自転車通学を禁止している理由や、ルールを守ることの大切さについて指導している。今後も、保護者・地域や関係機関と連携しながら指導の充実を図っていきたいというようにお答えをしております。

7 ページにまいります。授業改善推進員を学校支援アドバイザーに変えるわけですが、従前の授業改善推進員の評価と今後に期待されるもの、これは何なのかという御質問に対して、若手教員への個別指導だけでなくミドルリーダーの育成や管理職の組織マネジメントの向上にも関与し、学校の教育力の向上を図るという役割を一層明確にするため、学校支援アドバイザーと名称を変更したものですというようにお答えをしております。

次に、子どもを間に挟んで教師と保護者で誤解が生じている場合も少なくないかと思うが、保護者との信頼関係についてどのように考えているのかというお尋ねでございました。それに対しまして、教師が保護者の話に真剣に耳を傾けつつ、ともに問題の解決を図ろうとする姿勢で、誠意をもって対応することが重要であると考えているというようにお答えをしております。

8 ページ、同じく自民党の下村議員でございます。

小・中学校の児童・生徒などへの救命講習についてという中で、中学校3年間のどこかで全生徒が講習を受けるように取り組んでいただきたいと思うがどうかという御質問でございました。これに対しましては、中学校で救命救急講習を全員が受講できるように検討していくというようにお答えをしたところです。

9 ページ、新宿区議会公明党の井下田議員でございます。

区立幼稚園のあり方の見直しについてということで、幼稚園教育の質を維持してほしい、見直しによって行き場のない子どもを出さないでほしいという意見が寄せられている、これに対してどのような説明をしてきたのか、また、子ども園についても十分な説明が必要なのではないかというお尋ねでございました。これに対しましては、基本的な考え方をお話申し上げた上で、これまでも新宿区立幼稚園PTA連合会等に対して説明してきたが、今後も必要に応じて説明を重ねていく。また、今後とも保護者に対して子ども園についても説明をし、見学会等も実施していく予定ですというようにお答えをしました。

10ページでございます。

公明党の豊島議員の一般質問でございます。

特別な支援を必要とする子どもの教育についてという質問の中で、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では固定学級についてもうたわれているが、新宿ではどのように考えるかという御質問でございます。これに対しましては、小学校も含め発達障害について固定学級の設置を検討していきたいと考えているというようにお答えをしております。

また、特別支援教室のモデル事業の実施が東京都の計画の中でうたわれているが、新宿区ではどのように考えているかという質問がございました。これに対しまして、東京都全体で三、四地区程度ということで少ない募集なのですが、応募に向けて区内での拠点校選定や教室の確保などの課題を整理していくというようにお答えしてございます。

また、不登校対策についてのお尋ねで、これまでの取り組みをどう総括して、今回の新たな対策委員会や担当者連絡会に至ったのか、また、スクールソーシャルワーカーや家庭と子どもの支援員の派遣の充実を、不登校対策の中でどのように位置づけるのかというような御質問でございました。これに対しては、基本的には新たな不登校者を生み出さない未然防止の取り組みが必要であると考えた中で、このような進め方にしていくということでございまして、今後スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員、不登校対策担当教員が連携し、三者間で緊密な情報交換を行うことで不登校の未然防止に取り組む、不登校の未然防止により力を入れていきたいという内容でお答えをしたところでございます。

以上でございます。

○教育調整課長 それでは、私から報告3、平成23年度災対教育部情報伝達訓練の実施ということで御報告申し上げます。

毎年1回、災対教育部の訓練を行っています。ただし、今回は昨年震災を踏まえまして、新たな訓練として実施するものでございます。リードのところでございます、平成23年8月

に策定された新宿区避難所開設・運営方針、これは、下のところに枠組み、太枠にしております。参考ということで、情報収集・伝達の部分を抜粋しております。内容はどうかといいますと、避難所情報の収集伝達ということで、今回、昨年の3.11の場合、情報の収集、あるいは伝達はかなり錯綜した、さまざまところから学校への情報収集命令がおりてきたということ踏まえまして、その辺の一元化を図るというものでございます。避難所情報の収集伝達ということで、避難所からの情報を管轄する地域本部、これは特別出張所になりますが、ここで集約して災害対策本部、区役所の本庁へ連絡する。また、逆に避難所への情報連絡については、災害対策本部から地域本部を通じて各避難所へ伝達するというような流れになってございます。

これを受けまして、今年度につきましてはとりわけ地域本部である特別出張所、ここにも関与いただきまして訓練を行うというものでございます。実施日時といたしましては平成24年2月14日で、想定災害規模といたしましては、裏面のとおり想定をしております。

具体的な内容でございますが、午後2時に防災ラジオを通じまして、学校班に対し報告書の提出を依頼する。学校班のほうでは、危機管理マニュアルの資料編の情報収集用の確認書を記入した上で、管轄の地域本部、特別出張所に防災無線を使用して連絡をする。そして、特別出張所である地域本部は、今度は学校からの情報を3時から4時までの間、防災無線を使用して災対本部へ連絡する。災対本部は、地域本部からの情報を災対教育部に送致するというような流れになってございます。

具体的な報告内容といたしましては、これは学校危機管理マニュアルに明記してございますが、(1)として園児・児童・生徒被災状況、(2)といたしまして教職員の参集状況、(3)として保護者への引き渡し状況、(4)として施設・設備等の被災状況等を明記してございます。これにつきまして、それぞれの時間帯に訓練を行うというものでございます。

なお、お願いに上がった際、今回の報告内容は教育内容だけに限っているもので、避難所という話になると、避難所の人数だとかそういったものも当然、報告内容に入るだろうという質問がございました。今回につきましては、あくまで災対教育部ということでやらせていただきますので、その辺の検証を踏まえて、次回については地域本部本来のそういった報告事項も加味した形でできるかどうか、その辺は今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○松尾委員長 説明が終わりました。

それでは、報告1について御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

1つ私からお伺いしたいと思いますが、この7ページの授業改善推進員を（仮称）学校支援アドバイザーに変えるという部分です。これは、若手教員への個別指導だけでなく、ミドルリーダーの育成や管理職の組織マネジメントの向上にも関与しということですが、これは具体的にはどのような作業と申しますか、どのような形でやっていくことになるのでしょうか。

○教育指導課長 具体的なイメージということでございますが、現在は授業改善推進員は、主に個別に若手教員を直接指導します。ですから、学校を訪問して、ミドルリーダーに対してこの若手をどのように育ててほしいというような視点でお話をするよりは、直接指導するという場面が多いです。しかし、やはり学校の中でのOJTを進めていくためには、学校が日常的にOJTが進められていくような体制を整えるということが重要であって、本来であれば学校の中で育てるべき役割を、時折授業改善推進員がかわって担っていくという現在の方法では限度があるということになります。ですから、学校へお邪魔して、育てていくべき教員だけではなく、その教員を育てていく存在である先輩教師であったり主任教諭であったり主幹教諭について、こういった視点で育ててほしいといった助言を加えていく。具体的には、その成長を見取っていくというようなことになると思います。

○松尾委員長 わかりました。

せっかくですので、お聞きしたいのですが、これは学校を訪問して実際に教室に入って見学をした上で、いろいろ指導したりなさいますよね。そういった場合に、子どもたちがその様子をどのように感じ取るかというところが、私は前から気になっていたところなんです。教員の指導という目的であるということは重々承知しておりますけれども、子どもたちが学習に集中できるような形をしっかりとっていただければというように感じているところですので、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

○教育指導課長 おっしゃることを今後も十分配慮しながら進めていきたいと思っております。現在のところは、直接授業で子どもたちの指導に支援をするということはないわけで、邪魔にならないように教員と教員の指導と、それに対する子どもの反応を見ながら、それを記録しながら、終わった後に指導するといった形をとっております。

○松尾委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

御質問がないようでしたら、次に報告3について御意見、御質問ございますでしょうか。

○白井委員 訓練内容についてお聞きしますが、ちょっとイメージがわからないのは、これは震度6が発生してやるのが、まず報告書の提出を依頼ということで、(2)のところで、まず第1段階で確認書に記入があって、次に各報告書を作成して第2段階、第3段階で無線で地域本部に連絡するという3段階を経るわけです。震度6の緊急のときに、そういう書面作成を要求する趣旨と、その報告書の提出とはいつ提出するのか、その辺をお聞きします。

○教育調整課長 こちら(1)で報告書の提出とありますけれども、これは特にいつまでという話ではございません。まず、やっていただくのが危機管理マニュアルの確認書でございますけれども、例えば(1)の園児・児童・生徒の被災状況ということで、それぞれの項目があるわけです。それをまず自分のところで控えとして書いてもらう。それに基づいて地域本部のほうに連絡をしていただくということで、そこで書類として完結しなさいという意味合いではございません。

○白井委員 そういう意味では、(1)の報告書の提出という文案を、まず被災状況の報告を依頼とすべきだと思います。(2)が学校班に関して無線を使用して連絡してもらう。連絡内容とはということで、そのマニュアルの資料編の情報収集用の確認書というものがあるので、それに沿って連絡してくれば良いと書いたほうが良いのではないのでしょうか。この報告資料を読むと、すごくきちんと書いて、作成してから報告しないといけないという感じに読めて、現場と合わないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○教育調整課長 こちらは教育委員会用に作った資料で、少し省略したような文章になっています。具体的には、そういった帳票も含めた形で指示は詳細に出してございますので、表現につきましては、適切にしていきたいと思います。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

---

#### ◆ 報告4 その他

○松尾委員長 それでは、次に本日の日程で報告4、その他となっておりますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 報告事項は以上で終了いたします。

---

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

---

午後 2時31分閉会